

第 3 2 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 6 年 9 月 5 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 6 年 9 月 5 日 午前 9 時 5 5 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳		○	
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 7 番	岸 正二	委員
	議席 8 番	田中修之	委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫	
	統括主幹	(農地調整係長)	中野 智也
	統括主幹	(農業振興係長)	池田 恵美
	主 任	大澤 由香里	

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に取り下げがございましたので、ご報告します。議案書の1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（保留分）申請番号3の1です。

議案第1号が取り下げられたことにより、議案書の3ページ、議案第2号が第1号、7ページ、議案第3号が第2号、9ページ、議案第4号が第3号、11ページ、議案第5号が第4号、13ページ、議案第6号が第5号と、繰り上げをお願いします。

それでは、第32回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

以降、着座にて説明させていただきます。

議 長

皆さんおはようございます。始まる前に、ご協力願います。会議に支障をきたすため携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和6年度第32回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、円滑に議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中18人で、会議は成立しました。なお、議席番号6番廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。議事録署名委員に議席番号7番岸正二委員、議席番号8番田中修之委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長	異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、岸正二委員と田中修之委員に決定いたしました。 続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。 報告書の1ページから5ページをお願いします。 農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の9件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡し の時期は、記載のとおりであります。 以上で、報告第1号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第2号をご説明いたします。 報告書の7ページとなります。 農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立し

た日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。
報告書の9ページから11ページをお願いします。
農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
届出は記載の5件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利の種類は、所有権であります。以上で、報告第3号の説明を終わります。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第6 報告第4号 制限除外の農地等移動通知について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。 報告書の13ページをお願いします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。 以上で、報告第4号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第7 報告第5号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。 それでは、渋川地区を青木明雄第1班長、子持地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。最初に青木明雄第1班長、お願いします。
10 番	着座にて説明させていただきます。 令和6年8月27日に実施しました、第1班渋川地区の現地調査報告をいたします。 参加者は、高橋委員、田中委員、野村委員と、私、青木。事務局は、中野係長、大澤主任の計6名で実施しました。 渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、合計2件でありました。 それでは、議案書に沿って報告いたします。 なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。 初めに4条申請であります。 7ページをご覧ください。 申請番号4の1番の現地は、東と南は畑、西は一体利用する宅地、南は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。 次に5条の計画変更申請であります。 9ページをご覧ください。 申請番号1番の現地は、東と北は畑、西は一体利用する宅地、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。 なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資

料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤由香第1班長、お願いします。

4 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年8月27日に実施しました、第1班子持地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、内山委員、奈良委員、角田委員、飯塚委員と私、齊藤。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の許可申請は、子持地区のみで第4条による申請が1件、第5条による申請が3件、合計4件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

始めに4条申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東は一体利用する宅地、西は畑、南は宅地と畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

11ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は道路と畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東と北は道路、西と南は同月申請されている申請番号5の3番の申請地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東は同月申請されている申請番号5の2番の申請地と道路、西は山林と宅地、南は宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班子持地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で、現地調査報告を終わります。
続きまして、「議事日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から7番の7件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。
議案書の3ページから5ページ関連です。
議案書の3ページをお願いいたします。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。
申請番号3の1番から7番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。
申請番号3の1番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
申請番号3の2番は、農業参入のための申請となります。
4ページをお願いします。
申請番号3の3番、3の4番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
申請番号3の5番は、農業経営規模拡大及び効率化のための申請となります。
申請番号3の6番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
5ページをお願いします。
申請番号3の7番は、農業経営規模拡大のための申請となります。
なお、申請人の経営農地を確認したところ、過去に農地法3条許可により取得した農地において、耕作がされていない状況であったため、8月27日に会長、会長職務代理者、農政部会長、事務局が出席し、申請人と面談を行いました。
その面談において、今後作付けを行う予定との是正の意思は確認されましたが、現段階においては、農地の全てについて耕作を行うと認められないことから、許可見込みなしと判断されます。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりで、申請番号3の1番から6番につきましては、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断されます。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から7番の7件について審議します。ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

なお、質疑終了後、3の7番について別途回答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3の1番から3の6番について質疑がございましたらお願いいたします。

2 番 はい、議長。2番高橋。

議 長 はい、2番。高橋委員。

2 番 3の2番について、申請地は、受人の居住地の川崎市からの通勤途中の場所ですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長

事務局 3の2番の受人の住所は神奈川県ですが、渋谷市南牧の物件を購入し、現在引っ越しの準備を進めているということで、こちらに居住予定ということで伺っております。以上です。

議 長 はい。よろしいですか。

この件について、渋谷市農業委員においては2,000平方メートル以上の場合は面談をするということになってはいますが、1,887平方メートルということで、面談等はなしと認めるものです。

続きまして、3の7番について、先ほど事務局から説明がありました通り、8月27日面談をしまして「農業経営規模拡大」のためということでもありますけども、前年度購入した土地がそのままの状態であるということで、一時保留という形で対処しました。そのへんのところをご理解いただきまして、そこが解決したら再度申請するというところで取下げをしていただきました。よろしく申し上げます。

その他質問がありましたらお願いいたします。

14 番 はい、議長。14番角田。

議長 はい、14番。角田委員。

14 番 先ほどご説明いただきました3の7番について、この受人の方は以前にもそのような事例があったような記憶があるんですけども、もしあったとすれば、そのへんの反省点が全くみられないということで、その点厳しく対応していただけたらと思います。

議 長 はい。対応させていただきます。

 14番からの質問ですけれども、以前の受人はご主人だと思います。今度の申請は奥さんの名前で、まあいろいろ事業をしていますので、そのへんのところについて定かではありませんが、私の記憶によれば、そうだったと思います。

 受人の所有する赤城町栄の2,000平方メートルくらいの土地に、ミカンが植えてあるんです。以前は、草が伸びている部分が多くあったため、その部分は耕作していないと判断されました。本人から、この部分も耕作しますという回答を受け、現在はミカンが間違いなく植わっています。そのへんのところをご理解賜りたいと思います。

 また、北橘町真壁地区に所有する土地については、約40センチメートルから1メートルくらい道路より低くなっているので、かさ上げをして改良したいという回答だったので、こちらの3の7番を取下げしてもらったということです。

14 番 はい。わかりました。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 会長のご説明の補足ですが、今回申請として3の7番が出ましたが、面談の際に、保留になると本人たちに伝えてあります。

 本人たちからは、事務局から連絡がくれば取り下げしますという話になっております。以上です。

議 長 保留取り下げ、言葉のあやなんですけども、そのように指導しましたのでよろしくお願い申し上げます。

 よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から7番の7件のうち、許可見込みが確認できない3の7番については保留とし、3の1番から3の6番の6件について許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、3の7番については保留とし、3の1番から3の6番の6件について、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から2番の2件を上程し、審議いたします
事務所の説明を願います。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から2番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は第2種農地と判断されます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、住宅や事業の用に供する施設又は公益施設等が連たんしている区域内にあることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番から2番の2件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番から2番の2件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番、申請人は、貸家住宅として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、諸般の事情により計画が頓挫しました。このたび、申請人による物置の建設用地及び住宅の拡張用地として利用するため、当初計画の目的変更を申請するものです。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。 これより、申請番号1番の1件について、審議します。 質疑のある方はお願いします。 （「なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号、申請番号1番の1件については、承認することでご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。 続きまして、「議事日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号5の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。 議案書11ページをお願いいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。 申請番号5の1番から3番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。 申請番号5の1番は、公共施設（子持行政センター）から500メートル以内のところに位置しており、農地区分は第2種農地と判断されます。 申請番号5の2番、5の3番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も10ヘクタール未満であり、農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。 よろしくご審議の程お願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から3番の3件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第4号、申請番号5の1番から3番の3件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の1番から3番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、「議事日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、議案第5号農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決を、お願いするものでございます。
13ページから15ページであります。
内容について、ご説明いたします。
この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、定めることとなります。
今回の計画決定に伴う対象農地は、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。
なお、この計画概要の公告は、令和6年10月1日を予定しております。
計画概要につきましては、13ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人（所有者）が25人、受人（借受人）が10人、筆数が44筆、面積は86,217平方メートルです。
この個別の内訳は、14ページから15ページの総括表に記載のとおりであります
また、この計画につきましては、従前の例によるものとされた同条第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

質問が無いようなので、質問していいですか。内容的にはわかっているんですけども、群馬県農業公社に貸出す40番と41番について、振込先が空白になっているわけです。持参金払や口座振込、どういう形の支払いなのでしょう。40番と41番ですかね、空白になっているのが。ただということではよろしいんですか、貸借するのは。

一番右側賃貸借の支払方法の部分なんですけど、持参金払だとか、口座振込だとか項目あるんですけども、25番から27番についても同じく空白になっております。上から使用貸借、使用貸借、使用貸借となっているんですけども、現在の状況だと空白になっているという部分でございます。ここ、空白でいいなら空白でいいんですけども。農業公社だからですか。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

基本的に使用貸借については無償ですが、賃貸借ということであれば、今、お調べしていますが、40番と41番については、記載がそもそもないですね。

議 長

42番と43番で同じ土地を貸してるんだから、そこで出してると思うんだけど。

事務局

反あたり1万円と申請書が出ています。

議 長

出てるんね。

空白の欄は反あたり1万円という形で、空白を埋めてもらえたらと思います。40番と41番についても、同じような形であると思うんですけども、それは空白で良いと思います。

ただ言えることは、群馬県農業公社が貸し付けるのに対して、空白だということで異議を申し上げたわけです。そういった形ですので承知をお願いいたします。

以上で、事務局の説明が終わりました。

他にありましたら質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、
議案のとおり認めることで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
なお、先ほどの3の7番についてでございますけども、不許可相当で
本人が取り下げし、数ヶ月後また申請した場合許可となってしまうの
で保留です。よろしくお願いします。
以上をもちまして、第32回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前9時55分>